【申請者が法人の場合】

　東北運輸局長　殿

誓　　約　　書

・海上運送法第五条（欠格事由）各号の規定に該当しません。

【 該当する項目にチェックを入れてください。】

* 旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等は以下のとおり。

　　　　・　親会社等：

　　　　・　子会社等：

　　　　・　グループ内別会社等 ：

□　旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等はありません。

旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす。

親会社等

　一　申請者（株式会社である場合）の議決権の過半数を所有している者

　二　申請者（持分会社である場合）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

　三　申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

子会社等

　一　申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社

　二　申請者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

　三　事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

グループ内別会社等

　一　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

　二　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

　三　事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

＜上記文言の補足＞

上記、相違ないことを誓約致します。

　　　　　年　　　月　　　日

住　　　所

名　　　称

代表者氏名